

第 13 回

大 任 町 農 業 委 員 会 総 会

議 事 録

・ 召集年月日 平成27年8月11日

・ 召集場所 大任町役場研修室

・ 召集委員

1番	宮本 実年	2番	浦野 淳一
3番	杉原昭八郎	4番	岩口 巖
5番	次谷 國勝	6番	坂木 茂
7番	崎山 静夫	8番	永原 高文
9番	佐々木次男	10番	山下サカエ
11番	宇賀 里美	12番	黒木 千鶴
13番	中山 隆博		

・ 欠席委員 5番 次谷 國勝

・ 出席委員 欠席委員を除く委員

・ 出席職員名

農業委員会事務局長	田丸 広一
事務局書記	西藤 宏輔
産業経済課	楠 幸樹

○ 総会次第は、次のとおりである。

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 案

- ・ 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による大任町農用地利用集積計画の承認について
- ・ 大任町農業振興地域整備計画変更に伴う意見具申について
- ・ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による特定農地貸付けの承認申請について

4 その他

5 閉 会

- 議長（中山君） おはようございます。第13回大任町農業委員会総会を開催いたしましたところお忙しいのにもかかわらず皆さんにはご参集いただきまして誠にありがとうございます。
- 本日の欠席委員は次谷委員さんとなっております。会議に入る前に署名委員さんを指名します。2番の浦野委員さん 3番の杉原委員さん よろしく願います。それでは議案に入らせていただきます。
- 議案第32号農地経営基盤強化促進法第18条の規定による大任町農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務
- 担当（西藤君） 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による大任町農用地利用集積計画の承認について（2件）を朗読。
- 議長（中山君） 事務局の説明を終わります。
課長から補足説明はありませんか。
- 課長（田丸君） ありません。
- 議長（中山君） 課長の補足説明がないとすることで終わります。これより審議いたします。
- 議案第32号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による大任町農用地利用集積計画の承認について、どなたかご質問ありましたらお願いします。
- 委員（全委員） 「ありません」の声あり
- 議長（中山君） ないようですので、質疑を終わらせていただきます。これより採決にはいらさせていただきます。
- 議案第32号の42番について承認することにご異議ありませんか。
- 委員（全委員） 「異議なし」の声あり
- 議長（中山君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号の42番について承認することについて決めます。
- 次に、議案第32号の43番について承認することにご異議はございませんか。
- 委員（全委員） 「異議なし」の声あり
- 議長（中山君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号の43番について承認することについて決めます。
- 次に、議案第33号大任町農業振興地域整備計画変更に伴う意見具申についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。
- 担当（西藤君） 大任町農業振興地域整備計画変更に伴う意見具申について（4件）を朗読。

- 議長（中山君） 事務局の説明を終わります。
課長から補足説明はありませんか。
- 課長（田丸君） ありません。
- 議長（中山君） 課長の補足説明がないとすることで終わります。これより審議いたします。
議案第33号大任町農業振興地域整備計画変更に伴う意見具申について、どなたかご質問ありましたらお願いします。
はい、崎山委員さんどうぞ。
- 委員（崎山君） 今回、公営住宅建設のために田を埋めますが特殊な住宅を建設するのでしょうか。それとも一般的な公営住宅なのでしょうか。
- 課長（田丸君） はい崎山委員のご質問についてですが、この公営住宅は町の少子化対策として今任小学校の児童が減少しております。
町外の若い世代の人たちを入居させるための建設事業でございます。
- 委員（崎山君） 参考までに戸数を教えてください。
- 担当（楠 君） はい、現在の計画では32戸くらいを予定しております。
- 委員（崎山君） わかりました。
- 議長（中山君） 他にございませんか。
- 委員（全委員） ありません。
- 議長（中山君） ないようですので、質疑を終わらせていただきます。これより採決にはいらさせていただきます。
議案第33号の4番について承認することにご異議ありません
- 委員（全委員） 「異議なし」の声あり
- 議長（中山君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号の4番について承認することについて決めます。
次に、議案第33号の5番について承認することにご異議はございませんか。
- 委員（全委員） 「異議なし」の声あり
- 議長（中山君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号の5番について承認することについて決めます。
次に、議案第33号の6番について承認することにご異議はございませんか。
- 委員（全委員） 「異議なし」の声あり

議長（中山君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号の6番について承認することについて決めます。
次に、議案第33号の7番について承認することにご異議はございませんか。

委員（全委員） 「異議なし」の声あり

議長（中山君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号の7番について承認することについて決めます。
次に、議案第34号特定農地貸付け農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による特定農地貸付けの承認申請についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

担当（西藤君） 特定農地貸付け農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による特定農地貸付けの承認申請について（1件）を朗読。

議長（中山君） 事務局の説明を終わります。
課長から補足説明はありますか。

課長（田丸君） はい補足説明させていただきます。
この特定農地貸付け農地法等の特例に関する法律ですが、これにつきましては、大任町長より貸付けの承認申請が農業委員会宛に申請がありました。これは今全国で取り組んでいます地方創生の関係で、市民農園として、都市部の方々に貸し付けて、週末など畑などをして楽しんでもらう目的となっており、今回議案としてあがっております。

議長（中山君） 課長から補足説明終わらせていただきます
議案第34号特定農地貸付け農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による特定農地貸付けの承認申請について、どなたかご質問ありましたらお願いします。
はい、崎山委員さんどうぞ。

委員（崎山君） これは、広報誌などでお知らせするのでしょうか。

議長（中山君） はい、田丸局長どうぞ。

課長（田丸君） はい、ホームページなどを使って情報発信を考えております。

議長（中山君） 他にございませんか。

委員（全委員） ありません。

議長（中山君） ないようですので、質疑を終わらせていただきます。これより採決にはいらさせていただきます。
議案第34号特定農地貸付け農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による特定農地貸付けの承認申請について承認することにご異議ありませんか。

委員（全委員） 「異議なし」の声あり

議長（中山君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号の1番について承認することについて決めます。

次に、次にその他に入らせていただきます。委員さんの方から何かありましたら、お願いします。

よろしいでしょうか、なければ事務局から何かありませんか。

議長（中山君） ないようでございますので、それでは第13回大任町農業委員会総会を閉会させていただきます。皆さん有難うございました。

（10時25分 閉会）

大任町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により議事録に署名・捺印をする。

平成27年 月 日

委員名（ ） ①

委員名（ ） ①